

令和6年10月17日

建設工事入札参加者 様

法定福利費を明示した工事費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日一部変更。以下「適正化指針」という)※」では、地方公共団体の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。

さらに、建設業における担い手の育成及び確保には、法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の労働者まで適正に支払われることが重要であり、請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払のための取組み強化が求められています。

これらより、越知町においても、下記のとおり、令和7年4月1日以降に実施する建設工事の競争入札時に提出する工事費内訳書に法定福利費の明示するよう取組むこととしましたので通知します。

※「適正化指針」の最新版(一部変更)は令和4年5月20日閣議決定されたものです。

※越知町においては、「指名競争入札参加者の入札心得(平成25年6月27日以降の入札指名通知から実施)「以下「入札心得」という。」」第12条において、すべての入札において、落札者決定に際して、内訳書(見積書)の提出を求めています。

記

1 工事費内訳書への法定福利費の明示について

令和7年4月1日以降に実施するすべての建設工事の競争入札において、「入札心得」第12条に基づき、落札者決定の際に落札者が提出する工事費内訳書(様式1)に法定福利費を明示する。

なお、工事費内訳書は記載すべき事項の記載があれば、別様式でも可とする。

また、再度入札の場合は、工事費内訳書の提出を要しないものとする。

2 法定福利費の確認方法

契約担当者は、受注者から提出された工事費内訳書に明示された法定福利費について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額(以下「法定福利費概算額」という。)と比較し、適切に計上されていることを確認する。

「法定福利費概算額」=予定価格×法定福利費の割合(別紙のとおり)

なお、法定福利費は、入札結果に影響しない。

そのため、法定福利費の確認は速やかに行うこととし、落札決定後となっても支障はないものとする。

また、法定福利費の割合(別紙)については、事前に越知町ホームページで公表するが、適用日が最新のものを使用するものとする。

3 法定福利費が著しく低い金額である場合の確認

法定福利費額が、2により算出した「法定福利費概算額」の2分の1未満である場合は、受注者に対して算定根拠の確認を指示し、法定福利費確認届(様式2)の提出を求めること。

4 工事費内訳書の押印について

入札書または委任状で本人確認を行っていることより、工事費内訳書への押印は省略可とする。なお、工事費内訳書への押印を妨げない。

5 適用期日

令和7年4月1日以降実施する建設工事の競争入札で提出する工事費内訳書から適用する。

越知町総務課長